

交 総 発 第 4060 号
令 和 4 年 9 月 24 日

関 係 事 業 所 各 位

愛知県警察本部交通部交通総務課長

安全運転管理者によるアルコール検知器を使用した酒気帯び確認の延期
について（ご案内）

前 略

お世話になっております。

先般ご案内の、道路交通法施行細則の改正により本年 10 月 1 日から施行予定
でありました「安全運転管理者による、アルコール検知器を使用した酒気帯び
の確認の義務化」につきましては、アルコール検知器の供給状況等から、当分
の間、延期されることとなりました。

このため、アルコール検知器を使用した酒気帯びの確認は、当分の間、法律
上の義務ではありませんが、安全運転管理の観点から、既にアルコール検知器
を購入された事業所におかれましては、検知器を使用した酒気帯び確認を実施
していただきますようお願いいたします。また、現時点で検知器を入手できない事
業所におかれましても、可及的速やかに検知器を入手できるよう努めていただ
き、入手でき次第、検知器を使用した酒気帯び確認を実施していただきますよ
うお願いいたします。

なお、延長の期間につきましては「当分の間」とご案内しておりますが、
アルコール検知器が流通する見通しが立った時点で、アルコール検知器を使用
した酒気帯び確認が義務化される予定ですので、関係事業所の皆様方には、
義務化された時点で速やかに対応できるよう、検知器の購入及び使用方法の
習得等に努めていただきますようお願いいたします。

早 々

担当 交通総務課指導教育係
玉井
052-951-1611（内線 5036）